

海技資格取得研修補助事業 免許講習

〔海技資格取得研修補助対象〕

次のすべての条件を満たす全日本海員組合の組合員を補助対象とする。

(組合員以外で組合へ個人加入を希望される場合は、最寄の全日本海員組合支部、全日本海員組合本部 職業紹介所 TEL03-5410-8333まで相談ください。)

1. 組合内外を問わず他の制度による当該研修に関する補助を一切受けず、自費で受講する者であること。
2. 以下の研修機関にて、受講する者。なお、免許講習のみを受講する場合も含む。
①独立行政法人海技教育機構海技大学校(海技士教育科) ②(一財)日本船舶職員養成協会 ③(一財)尾道海技学院
④(一財)関門海技協会 ⑤(一社)広島海技学院 ⑥(財)日本無線協会 ⑦宇城市立九州海技学院
⑧八戸乗組員養成協会 ⑨漁業協同組合とその関係機関

〔海技資格取得研修補助給付手続き〕

- ①補助を受けようとする方は、まず当該研修機関へ連絡し、研修開催の有無、受講の不可を確認し、直接研修参加の申込を行ってください。
(研修が開始されますと、補助申請は受け付けません。予め、ご了承ください。)
- ②海技資格取得研修の開催前日までに申請理由を記載した「海技資格・技能研修 受講申請書」を全日本海員組合支部へ提出してください。
「海技資格・技能講習 受講申請書」は、組合各支部、JSSにあります。また、JSSのホームページにてダウンロードすることができます。
- ③補助給付審査ののち、給付補助が決定しましたら、JSSが「海技資格取得研修補助決定通知」と「研修補助・交通費補助決定通知書」を郵送します。
- ④研修機関からの案内に従い、受講してください。(受講の際、研修機関から発行される領収書は大切に保管してください。)
- ⑤研修のために居所を変更した場合は、自宅から研修機関それぞれの最寄公共交通機関間の合理的な順路による往復の交通費実費相当額を支給します。
- ⑥「研修補助・交通費補助申請書」に申請者名、補助給付金の振込口座名などを記載の上、研修機関から発行された領収書の原本(飛行機を利用した場合は、領収書・搭乗券をあわせて添付)を添えてJSSまで送付します。
- ⑦JSSにて交通費・受講料を精査の上、後日指定された銀行口座へ補助給付金総額を送金します。

〔海技資格取得研修補助金〕

1. 研修補助給付金

受講料相当額(1,000円未満切り上げ)を給付する。

ただし、同一の海技士資格について、2回目以上の受講の場合は、受講料の半額相当額(1,000円未満切り下げ)とする。

2. 交通費

受講のため居所を変更しなければならない場合は、自宅および研修機関それぞれの最寄り公共交通機関の合理的な順路による往復の実費相当額を支給します。飛行機を利用した場合は、領収書ならびに搭乗券の提出が必要となります。

受講対象者

項目	救命	消火	レーダー観測	航海英語	機関英語	レーダー ARPA	上級機関英語	上級航海英語
三級海技士(航海)	○	○	○	○		○		○
三級海技士(機関)	○	○			○		○	
四級海技士(航海)	○	○	○	○		○		
四級海技士(機関)	○	○			○			
五級海技士(航海)	○	○	○	○		○		
五級海技士(機関)	○	○			○			
六級海技士(航海)	○	○	○					
六級海技士(機関)	○	○						